

第103回町史編集委員会 会議録

日時 平成20年12月25日(木)午後3時
場所 寒川総合図書館 会議室
出席 圭室、木村、鳥養、大口、内海委員
小俣文書館長 高木
傍聴 なし

委員長あいさつ

議 題

(1)平成20年度事業進捗状況について

資料1「平成20年度事業中間報告」に従って、平成20年4月から12月までの館活動について、要点をまとめながら説明した。これに対する質疑や意見は、特に出なかった。

(2)平成20年度刊行物について

町史研究第22号の構成については、資料2の「構成案」のとおりとすることです承された。

文書館だより第5号については、次のような意見が出された。

- ・表紙および資料紹介で、平塚市博物館蔵の一之宮村関係文書について触れる計画であったが、この資料は旧高瀬慎吾氏のコレクションであり、元の所蔵者の立場も配慮すると、極めて慎重に取り扱う必要のある文書群である。現所蔵者の平塚市博物館の許可を得て、閲覧できるようになっているとはいえ、大きく取り上げるのはいかがなものか。他の記事との差し替えも視野に入れて検討されたい。

(3)平成21年度事業計画について

12月19日の文書館運営審議会に諮った結果報告。資料3に従い、説明した。これに対する質疑や意見は特に出ず、了承された。

(4)平成21年度の刊行物について

町史研究23号の内容については、次回以降の編集委員会で固めていくことになった。

調査報告書17の内容については、寒川神社蔵「浜降祭日記」の3冊目（昭和5年以降）とすること、その編集の手法として、町民との協働の観点から筆写原稿の作成をボランティアをお願いすることが了承された。

(5)その他

事業仕分けについて、配付資料に従い、事業仕分けの概要、評価方法などについて説明し、文書館運営事業は「不要」、資料保存活用事業は「要改善」という評価結果がでたことを報告した。それに対する意見は以下の通り。

- ・文書館の業務の本質を知る努力もせずに、表面上の数字だけで評価をしようとする手法は理解できない。
- ・文書館の本来の業務とは、町の財産である公文書をはじめとする記録を保管し管理することにある。文書を保存し、整理を行うことによって、行政事務の遂行の際には即座に参照できるようにするなど、行政の最も根幹に関わる部分を担うのであって、要・不要を論議する余地はない。
- ・国では公文書管理法の制定の準備を進め、国立公文書館を充実させようという動きがあり、また寒川は他の自治体に比べ先を行く実績を作ろうとしている。その動向にあえて逆行させようという意図がわからない。
- ・藤沢市文書館では、現用公文書の管理も文書館が担っていて、安易な文書廃棄ができないよう、システムが確立している。寒川でもこの方法を取り入れることによって、適正な資料の管理とそれに必要な人員配置が見込めるのではないだろうか。
- ・文書館がなければ、文書の管理換えも業務上の参照利用もできない、ひいては職員が安心して行政運営にあたることができないということを、もっと職員に周知すべきである。

この仕分けの結果は、必ずしも拘束されるものではない。町が具体的にどのような方向性を定めるかは、現在検討中である。結果が定まったらまた報告する。

次回会議は3月中に開催する。開催日は、委員のスケジュールや議会の日程などを勘案しながら、調整したい。